## 目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 暴力団排除に関する基本的施策等(第6条-第11条)
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置(第12条・第13条)
- 第4章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等(第14条-第16条)
- 第5章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止等(第17条)
- 第5章の2 暴力団排除特別強化地域(第17条の2-第17条の4)
- 第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等(第18条・第19条)
- 第7章 祭礼等からの暴力団排除(第20条)
- 第8章 義務違反者に対する措置等(第21条-第23条の2)
- 第9章 雑則 (第24条・第24条の2)
- 第10章 罰則(第25条・第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び本県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県内における事業活動又は県民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
  - (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
  - (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
  - (5) 青少年 18 歳未満の者をいう。
  - (6) 特定営業 次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
    - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下この号において「風適法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業

- イ 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- ウ 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
- エ 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
- オ 風適法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業
- カ 風俗案内(次に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うための施設(不特定 多数の者が利用することができるものに限る。以下「風俗案内所」という。) を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業
  - (ア) 風適法第2条第1項第1号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為
    - a 接待(風適法第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。)の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報
    - b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報
  - (4) 風適法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号のいずれかに 該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする 者の求めに応じて提供する行為
    - a 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報
    - b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先(風適法第2条第7項第1号に該当する営業にあっては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先)に関する情報
- キ 風俗情報 (カバ及び(イ)に規定する情報をいう。以下同じ。) を掲載した書籍、 雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報をインターネットを利用して公衆 の閲覧に供する営業
- ク 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいず れかを行う営業(アからカまでのいずれかに該当するものを除く。)
  - (ア) アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。
  - (4) アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
  - (ウ) アからカまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。
  - (エ) 写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。
- (7) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、県民及び事業者が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であ

ることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団 に資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、県、県民及び 事業者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、県民及び事業者の協力を得るとともに、法第32条の3第1項の規定により公安委員会が都道府県暴力追放運動推進センターとして指定をした公益財団法人島根県暴力追放県民センター(第6条第2項において「暴追センター」という。) その他の関係団体及び関係機関との連携を図りながら、暴力団排除のための総合的な施策を推進するものとする。

(県民及び事業者の責務)

- 第5条 県民は、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との 一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策 に協力するものとする。
- 3 県民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、県 に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 暴力団排除に関する基本的施策等

(県民及び事業者に対する支援)

- 第6条 県は、県民及び事業者又は県民及び事業者により結成される団体(以下この項において「団体等」という。)が行う暴力団排除のための活動の推進に資するため、団体等に対する情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、暴追センターの支援を受けて提起される、暴力団事務所の使用の差止めの 請求、暴力団員による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員に対する 請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものについて、当該訴 訟に係る費用に対する支援その他の必要な支援を行うことができる。

(県の事務及び事業における措置)

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業(次条において「公共工事等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは 暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(不当介入行為に係る報告等の協力)

第8条 県は、公共工事等に係る契約に当たって、契約の相手方又は下請その他の当該契約に関連する契約の相手方(以下この条において「相手方等」という。)に対し、当該相手方等が当該契約又は下請その他の当該契約に関連する契約に係る事業の遂行に当たり暴力団員から違法若しくは不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときにおける警察官への通報、県への報告その他暴力団排除のため

に必要な協力を求めるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 県は、県民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等についての県民及び事業者への周知、 暴力団排除の気運を醸成するための集会の開催その他の広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市町村への協力)

第10条 県は、市町村において暴力団排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(警察による保護措置)

第11条 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、当該者の保護に必要な資機材の貸付け、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する教育等)

- 第12条 県は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、 義務教育学校(後期課程に限る。)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中 学部及び高等部に限る。)若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修 学校(高等課程に限る。)をいう。)において、その生徒又は学生が暴力団排除の 重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよ うにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、地域若しくは職域又は家庭において、青少年が暴力団排除の重要性を認識 し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするため の教育及び指導、助言その他の支援が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ず るものとする。

(青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止)

第12条の2 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

- 第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。
  - (1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。) 又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
  - (2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
  - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
  - (4) 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第2条第1項に規定する博物館又は同法第

- 31条第2項に規定する指定施設
- (6) 裁判所法(昭和22年法律第59号)第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
- (8) 更生保護法(平成19年法律第88号)第29条に規定する保護観察所
- (9) 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項に規定する都市公園
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、この条例の施行の際現に運営されているものである場合にあってはこの条例の施行後に、この条例の施行後に開設されたものである場合にあってはその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなった後に、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されたときは、この限りでない
- 3 暴力団事務所は、第1項に規定する区域内のほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域(これらの地域から第1項に規定する区域内を除く。)においては、これを開設し、又は運営してはならない。
- 4 前項の規定は、暴力団事務所であって、その開設後に同項に規定する地域が定められたことにより当該地域において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、その開設後に同項に規定する地域が定められたことにより当該地域において運営されることとなった後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第4章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等 (利益の供与の禁止等)

- 第14条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。
  - (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員又は暴力 団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営 に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を 知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合 は、この限りでない。

(暴力団の威力を利用する行為の禁止)

第15条 事業者は、前条第1項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の 威力を利用してはならない。

(契約時における措置等)

- 第16条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、 当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであ る疑いがあると認めるときは、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含める よう努めなければならない。ただし、法令上の義務を履行するために当該契約を締 結する場合は、この限りでない。
  - (1) 事業者は、暴力団員を契約の相手方としないこと。
  - (2) 契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者は催告をすることなく、当該契約を解除することができること。
- 2 事業者は、契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、当該契約の内容に含まれた前項第2号に掲げる事項に基づき、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その行う事業に関し、当該事業に係る取引の相手方、取引を媒介する者その他の関係者(以下この項において「取引関係者等」という。)が暴力団員でないことを確認するため、契約時に当該取引関係者等が暴力団員でない旨を書面で誓約させる等、暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止等

- 第17条 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第1項若しくは 第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が これらの規定に違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与 をさせてはならない。
- 2 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第5章の2 暴力団排除特別強化地域

(暴力団排除特別強化地域)

第17条の2 暴力団排除を特に推進する地域として、別表に掲げる地域を暴力団排除 特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)とする。

(特定営業者の禁止行為)

第17条の3 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員

又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務(法第9条第5号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。)の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力 団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又はそ の営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはなら ない。

(暴力団員の禁止行為)

- 第17条の4 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。
- 2 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用 心棒の役務を提供する対償として、又はその営業を営むことを容認する対償として 利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

- 第18条 県内に所在する不動産(以下この章において単に「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。
- 2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供される こととなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に関して書面による契約を締結する場合において、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含めるよう努めなければならない。
  - (1) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
  - (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。
- 4 不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等に係る契約の内容に含まれた前項第2号に掲げる事項に基づき、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

- 第19条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供される

- こととなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。 第7章 祭礼等からの暴力団排除
- 第20条 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的 に集合することとなる行事を主催する者又はその運営に携わる者(以下この条にお いて「行事主催者等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
  - (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること(次号に該当するものを除く。)。
  - (3) 当該行事が行われることとなる場所(当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。)において、露店を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これに露店を出させること。
- 2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、行事主催者等が前項の措置を講ずるために必要な情報の提供その他の支援 を行うものとする。

第8章 義務違反者に対する措置等

(調査及び立入り)

- 第21条 公安委員会は、第14条第1項若しくは第2項、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 2 公安委員会は、第12条の2又は第13条第3項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第22条 公安委員会は、第14条第1項若しくは第2項、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項又は第20条第1項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

- 第23条 公安委員会は、第21条第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で 定めるところにより、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を 与えなければならない。

(命令)

- 第23条の2 公安委員会は、暴力団員が第12条の2の規定に違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。
- 2 公安委員会は、暴力団員が第 12 条の2の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第13条第3項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第9章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(公安委員会の事務の委任)

第24条の2 公安委員会は、第23条の2第1項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

第10章 罰則

(間間)

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第13条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
  - (2) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って第 17 条の3の規定に違反した者
  - (3) 第17条の4の規定に違反した者
  - (4) 第23条の2第3項の規定による命令に違反した者
- 2 第 23 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 3 第21条第2項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは

同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 第1項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する ことができる。

(両罰規定)

- 第26条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理 人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑 者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 21 日島根県条例第 88 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月11日島根県条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月13日島根県条例第30号)

この条例は、少年鑑別所法(平成26年法律第59号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成27年6月1日)

附 則 (平成28年3月25日島根県条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日島根県条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日島根県条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、この条例による改正後の島根県暴力団排除条例第 13 条第1項第9号及び第3項の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の際現にある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

## 別表(第17条の2関係)

- 1 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域
- 2 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域
- 3 松江市玉湯町玉造 323 番地先勾玉橋右岸側の下流端を中心として半径 30 メ ートル以内の区域
- 4 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市 21 号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡 222 号線で囲まれた区域